

# 身体障害者福祉法 視覚障害認定基準の変更

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)が改正され、平成30年7月1日から身体障害者福祉法の視覚障害認定基準が変更されました。

平成26年4月1日の心臓機能障害、肢体不自由(人工関節等置換者)、平成27年4月1日の聴覚障害、平成28年4月1日の肝臓機能障害、呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、平成30年4月1日の腎臓機能障害の認定基準の変更と、近年、身体障害者福祉法の認定基準の変更が続いています。

視覚障害の認定基準については、平成7年4月20日に改正されて以来です。

改正内容は、下のとおりです。

### [視力障害]

#### 1. 等級の判定方法の変更

○両眼の視力の和による判定→良い方の眼の視力による判定

※ただし、現行基準より等級が下がるケースについては、現行の等級を維持

### [視野障害]

#### 1. 自動視野計による判定基準を追加

現行はゴールドマン視野計による認定基準しかないが、広く普及している自動視野計に

よる認定基準を追加

#### 2. 中心視野の障害に関する評価の明確化

実際の病態により則した判定基準の見直し及び明確化。中心暗点、傍中心暗点など中心視野のみの障害に対する対応

[調査研究]

更なる認定基準の改善に向け、データ蓄積、調査研究を行う。

今回の改正で注目されるのは、良い方の視力により判定されることです。これは、長年懸案になってきたもので、世界的には多くの国で採用されている方法です。ただし、これにより現行基準より等級が下がる場合は現行の等級を維持する緩和措置がとられています。

また、ゴールドマン視野計による判定基準について詳細に記述されました。さらに、これまで記述のなかった自動視野計の判定基準も追加されました。

一方、これまでは、ゴールドマン視野計、自動視野計以外にも、これらに準ずる測定方法が認められていましたが、今回は、この2つの測定方法に限定されました。

詳しいことは、下の厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/shougaisatechou/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/shougaisatechou/)

# 栃木県が平成29年度障害者就労施設の工賃実績を公表

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発 0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、就労継続支援A型事業と就労継続支援B型事業を実施する事業者は、毎年4月に、都道府県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告するようになっていきます。また、都道府県は、各事業者から報告された工賃（賃金）実績を、毎年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に報告することになっています。また、都道府県は、工賃（賃金）実績及び都道府県全体又は圏域全体の平均工賃（賃金）額を、広報紙、ホームページ、WAMNET等により広く公表することとされています。

栃木県障害福祉課は、全国に先駆けて、平成29(2017)年度における栃木県内の障害者就労施設に係る工賃（賃金）実績を公表しました。

その結果は、下のとおりです。

○公表の対象となる障害者就労施設

障害者総合支援法に基づく下記の施設  
(平成29(2017)年度末現在)

就労継続支援A型事業所 57施設

就労継続支援B型事業所 164施設

○工賃（賃金）実績

就労継続支援A型事業所

・月額平均 65,636.9円

(就労継続支援A型事業所(雇用型))

66,094.5円

(就労継続支援A型事業所(非雇用型))

20,455.3円)

※「非雇用利用者」に該当する場合は、「雇用型」・「非雇用型」と区分して計上する

就労継続支援B型事業所

・月額平均 16,612.3円

※対象となる164施設のうち、平成29年度中に利用実績のあった162施設の平均

就労継続支援B型事業所の工賃実績推移を表1に示します。年々、工賃額が増えていることがわかります。

また、平成28年度までの全国の平均工賃（賃金）は、厚生労働省から表2のように報告されています。それと比較しますと、就労継続支援B型事業所については、全国平均を少し上回っており、また、少しずつ差を開けてきていることがわかります。

また、A型事業所については工賃実績の推移は示されていませんが、平成29年度の雇用型の実績は、平成28年度の全国平均と比較して若干下回っています。

栃木県障害福祉課の報告は、次のサイトにあります。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/1245973562372.html>

表1 就労継続支援B型事業所(栃木県)の工賃実績推移(円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14,485	14,804	15,451	15,727	16,157	16,612

表2 就労継続支援事業所(全国)の工賃実績推移(円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A型事業所	68,691	69,458	66,412	67,795	70,720
B型事業所	14,190	14,437	14,838	15,033	15,295

# 海外情報

## [ベトナム]インド政府がベトナムの障害者に義足を無料で提供

2018年7月10日付および11日付ベトナム・ブレイキング・ニュース(VietNam Breaking News)によれば、2018年7月10日、ベトナムとインドの友好協力プロジェクトの一つであるジャイプール義足適合キャンプ(the Jaipur Foot Artificial Limb Fitment Camp)が開設されたとのことです。

このプロジェクトは、チャン・ダイ・クアン(Tran Dai Quang)国家主席が今年3月にインドを訪問した時に交わした2国間協定に基づくもので、インド政府が、7月と8月にかけて、ベトナム北部ののビンフック(Vinh Phuc)省とフート(Phu Tho)省に住む500人の障害者に義足を提供するというものです。7月27日は、第71回戦死傷病兵の日(the Day for Wounded and Fallen Soldiers)であるとのことです。

記事は、下のサイトにあります。

<https://www.vietnambreakingnews.com/2018/07/india-provides-free-artificial-limbs-for-vietnamese-with-disabilities/>

<https://www.vietnambreakingnews.com/2018/07/artificial-limb-fitment-camp-inaugurated-for-disabled-people/>

## [米国]ニューヨーク市地下鉄のアクセシビリティに関する調査

ニューヨーク市スコット・ストリンガー会計監査官(New York City Comptroller Scott Stringer)は、2018年7月18日、ニューヨーク市地下鉄のアクセシビリティに関するレポートを発表しました。

会計監査官は、地方自治の無駄、不正、濫用を根絶し、市の健全財政を守り、行政が市民のニーズに応えるサービスを提供することを確保することを監視する独立した公務員で

す。

調査結果によれば、ニューヨーク市地下鉄には472の駅があり、189の地域のうち122地域で地下鉄を利用することができるのですが、そのうち、62の地域にはアクセシブルな駅が1つもないとのことです。そして、この62の地域のうち、55の地域は、ブロンクス、ブルックリン、クイーンズにあるとのことです。

この62地域に住む移動障害者は199, 242人、65歳以上の高齢者が341, 447人、5歳未満の住民が203, 466人なので、全体で638, 246人がアクセシブルな地下鉄駅を利用できないとのことです。しかし、これらの人々がアクセシブルな駅のある地域に住むには平均で月100ドル以上高い家賃を支払わねばならず、障害者、高齢者、小さな子供がいる家庭でそれを支払うのは困難であるとしています。

さらに、これが障害者の雇用率の低下につながっているのではないかという分析もしています。

詳しいことは下のサイトのレポートをご覧ください。

<https://comptroller.nyc.gov/reports/service-denied-accessibility-and-the-new-york-city-subway-system/>

## [英国]障害者団体が新しい貿易法案に懸念を表明

英国では、EU離脱にむけ、さまざま取り組みが行われていますが、その取組の一つとして政府が提出した新たな貿易法案が2018年7月17日下院を通過し、7月18日から上院での審議されています。

しかし、この貿易法案に対して Disability Rights UK (DR UK)、Disability Law Service、RNIB(Royal National Institute of Blind People)、UK human rights consortium Just Fairなどの多くの障害者団体が、2018年7月13日、懸念を表明する手紙をリアム・フォックス(Liam

Fox,) 国際貿易大臣宛に送りました。

手紙の内容は、新しい貿易法案の第2条に国際貿易合意のためには、議会の承認なしに、政府が広範な法律を変更できるようになっており、その法律として平等法 (Equality Act) も含まれているため、これまで議会により保障されてきた障害者等の権利がはく奪される可能性があるということです。例えば、平等法が求めている公共交通機関のアクセシビリティに関する規定を変更されることなどを心配しています。そこで、法案に人権や平等に関する法律は守られるという規定を追加すべきだとしています。

手紙は、下のサイトにあります。

<https://www.libertyhumanrights.org.uk/sites/default/files/Trade%20Bill%20joint%20letter%20FINAL.pdf>

また、法案は次のサイトにあります。

<https://services.parliament.uk/Bills/2017-19/trade.html>

## [世界] グローバル障害サミット開催

2018年7月24日、ロンドンのクイーン・エリザベス・オリンピック・パークで、グローバル障害サミット (Global Disability Summit) が開催されました。主催は、英国政府、国際障害同盟 (International Disability Alliance: IDA) およびケニア政府です。

世界10億人の障害者のうち、8億人は発展途上国に住んでおり、これらの国々では、障害は貧困の原因および結果であり、彼らが社会に完全参加するためには、教育や雇用などに大きな障壁があります。グローバル障害サミットは、障害者が達成したこと、障害者の権利、世界中の障害者の与える影響と長期的な変化を祝う、世界初の画期的な祝典とされています。

サミットでは、参加した政府や民間組織から170の意思表示があったそうです。その中には、9カ国の政府から障害者により大きな権

利を与えるために法律を成立させる、または改正するという意思表示、18の政府から障害者のインクルージョンのための新しい行動計画を作成するという意思表示、33の政府及び民間機関から人道危機にある障害者に対する支援を特に行うという意思表示などが含まれていたとのことです。

また、301の政府や民間機関が、「変更のための国連憲章 (Charter for Change)」という国連障害者権利条約を実施するための行動計画に署名したとのことです。

詳しくは、下の英国政府のサイトをご覧ください。

<https://www.gov.uk/government/news/global-disability-summit-sparks-170-commitments-to-tackle-stigma-and-discrimination-against-people-with-disabilities>

## DINF新着情報

○「月刊ノーマライゼーション 2014年3月号 (通巻 392号)」(協会発ジャーナル> 月刊ノーマライゼーション)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n392/index.html>

○DINF ニュース No3 (PDF)

[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf\\_news/dinf\\_news\\_no3.pdf](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf_news/dinf_news_no3.pdf)

○「月刊ノーマライゼーション 2014年3月号 (通巻 393号)」(協会発ジャーナル> 月刊ノーマライゼーション)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n393/index.html>

## 編集後記

文字ばかりで読みにくいというご指摘がありましたので、今回のニュースレターには表を挿入してみました。今後は、写真や図も入れてみたいと思います。(寺島)